

鹿児島県後期高齢者医療広域連合会計管理者の補助組織に関する規則

平成26年3月24日

規則第1号

最終改正 令和7年4月1日

(会計室の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する同法第171条第5項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計室を置く。

(職員)

第2条 会計室に会計室長及び参事を置く。

2 前項に定めるもののほか、会計室に主査及び主事を置くことができる。

3 第1項に規定する会計室長は、法第292条において準用する法第168条第1項に規定する会計管理者とする。

4 会計室長には広域連合事務局長を、参事には広域連合事務局次長をもって充てる。

(職務代理)

第3条 会計室長に事故があるとき、又は欠けたときは、法第170条第3項の規定に基づき、参事がその職務を代理するものとする。

(事務分掌)

第4条 会計室の事務分掌は、別表に定めるとおりとする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規則第8号）

この附則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月28日規則第4号）

この附則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日規則第2号）

この附則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

室	分掌事務
会計室	(1) 支出負担行為の確認に關すること。 (2) 支出命令の審査に關すること。 (3) 収入伝票の審査に關すること。 (4) 決算の調製及び提出に關すること。 (5) 監査委員に提出する書類に關すること。 (6) 現金及び有価証券の出納及び保管に關すること。 (7) 歳入歳出外現金に關すること。 (8) 物品の調達、出納及び保管に關すること。 (9) 現金及び財産の管理運用に關すること。 (10) 一時借入金に關すること。 (11) 指定金融機関等に關すること。 (12) 公印の保管に關すること。 (13) 文書の受発及び管理に關すること。 (14) その他会計に關すること。